

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案に対する修正案要綱

基本方針の策定に係る規定の修正

(第七条第三項関係)

総務大臣は、基本方針を定めようとするときは、聴覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないものとする。

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案に対する修正案

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案の一部を次のように修正する。

第七条第三項中「ときは」の下に「、あらかじめ、聴覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに」を加える。

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案に対する修正案 新旧対照表

○聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案(抄)

修正後	修正前
<p>(基本方針)</p> <p>第七条 総務大臣は、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する基本的な方針(以下この条及び次章第一節において「基本方針」という。)を定めなければならない。</p> <p>2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化の意義に関する事項</p> <p>二 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化のための施策に関する基本的な事項</p> <p>三 電話リレーサービス提供業務の実施方法及び電話リレーサービスの利用に係る料金に関する事項その他電話リレーサービス提供業務に関する基本的な事項</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する重要事項</p> <p>3 総務大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、聴覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、厚生労働大臣に協議しなければならない。</p> <p>4 総務大臣は、基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第七条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 総務大臣は、基本方針を定めようとするときは、厚生労働大臣に協議しなければならない。</p> <p>4 「同上」</p> <p>5 「同上」</p>

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 電話リレーサービス提供機関及び支援機関の運営については、聴覚障害者等その他の関係者の意見を踏まえ、指導監督を行うこと。
- 二 電話リレーサービスのオペレーターについては、専門的な技術や知識を要することを踏まえ、手話通訳士、手話言語通訳者又はこれらと同等の資格や技能を有する者を基本とすること。また、オペレーターの養成カリキュラムの策定に当たっては、手話通訳者及び要約筆記者養成にかかる現行制度及び聴覚障害者等その他の関係者の意見を踏まえて行うこと。
- 三 オペレーター人材を安定的に確保するため、その雇用条件が技能の特性に見合った適正なものとなるよう、電話リレーサービス提供機関に対して助言を行うこと。
- 四 電話リレーサービスに対する国民の理解を深めるための、教育活動、広報活動等については、地方公共団体、聴覚障害者団体及び聴覚障害者情報提供施設と協力して行うこと。
- 五 電話リレーサービスを用いた緊急通報については、警察、消防等の受理機関が確実に対応できるよう、地方公共団体等に對して周知徹底を図ること。
- 六 電話リレーサービスの利用にかかる聴覚障害者等の経済的負担について検証を行うこと。
- 七 本法の施行の状況について検討を加えるときは、聴覚障害者等その他の関係者の意見を踏まえること。